3　救助小隊
⑴　救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第３号）第６条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）５人以上で編成されるものであること。ただし、⑵イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
⑵　救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
ア　ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
イ　四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
⑶　救助小隊は、⑵の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
ア　⑵アの救助工作車
救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第１及び別表第２に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材
イ　⑵イの津波・大規模風水害対策車両
浸水域での高度な救助活動を行うための資機材
4　救急小隊
⑴　救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成３年法律第36号）第２条第２項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第２号）第５条第２項に規定する隊員３人以上で編成されるものであること。
⑵　救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
⑶　救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。
5　後方支援小隊
⑴　後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員２人以上で編成されるものであること。
⑵　後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。
6　通信支援小隊
⑴　通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員２人以上で編成されるものであること。
⑵　通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。
7　航空小隊
⑴　航空中隊を構成する航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士及び救助隊員等で編成されるものであること。
⑵　航空小隊は、航空機を備えること。
⑶　航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。
8　水上小隊
⑴　水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び２人以上の隊員で編成されるものであること。
⑵　水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。
9　特殊災害小隊
⑴　特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
⑵　毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。
10　特殊装備小隊
⑴　特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
⑵　遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第５節　部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の任務等は、それぞれ１から３のとおりとする。

1　指揮支援部隊
⑴　指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
⑵　指揮支援部隊は、別表第１に掲げる消防本部に属する指揮支援隊をもって編成する。
⑶　指揮支援部隊長
ア　指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
イ　指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。
ウ　指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第２に掲げる消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務を遂行するものとする。
エ　指揮支援部隊長は、被災地の状況により、必要に応じ、指揮支援部隊に通信支援小隊及び後方支援小隊を加えることができる。
⑷　指揮支援隊長
指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
2　統合機動部隊
⑴　統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする。
⑵　統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより、都道府県ごとに編成するものとする。
⑶　統合機動部隊長は、原則として第２節２の代表消防機関の職員をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。
3　エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）
⑴　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
⑵　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
⑶　エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、消防機関の推薦に基づき、長官が別に定めることとし、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。